



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

# 児童虐待防止対策について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課 虐待防止対策室

# 児童虐待防止対策の経緯

児童福祉法による要保護児童対策として対応

平成12年

児童虐待防止法の制定(H12.11.20施行)

- ・児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)
- ・住民の通告義務
- ・立入調査等における警察官の援助等

平成16年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(H16.10以降順次施行)

- ・児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等も対象)
- ・通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象)
- ・市町村の役割の明確化(相談対応の明確化し虐待通告先に追加)
- ・要保護児童対策地域協議会の法定化
- ・司法関与の強化(強制入所措置、保護者指導)

平成17年

市町村児童家庭相談援助指針の策定(H17.4)等

- ・市町村児童家庭相談援助指針
- ・要保護児童対策地域協議会設置
- ・運営指針の策定等

平成19年

児童相談所運営指針等の見直し(H19.1)

- ・安全確認に関する基本ルールの設定(48時間以内が望ましい)
- ・虐待通告の受付の基本を徹底
- ・きょうだい事例への対応を明確化
- ・すべての在宅の虐待事例に関する定期的なフォロー
- ・関係機関相互における情報共有の徹底(要保護児童対策地域協議会の運営強化)

平成20年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(H19.6公布、H20.4施行)

- ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等

## 児童虐待の現状

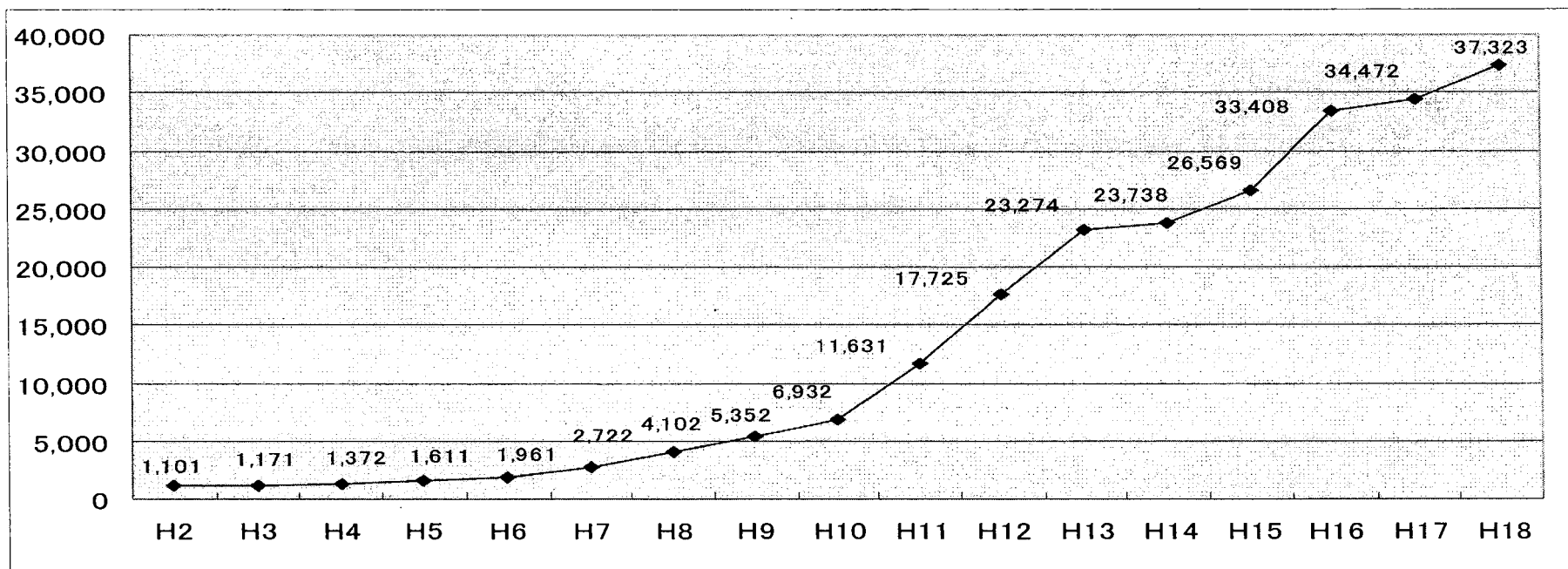
- 相次ぐ児童虐待による死亡事件  
⇒ 年間50件を超える死亡事例(週に1人が犠牲に)
- 2006年度の児童虐待対応件数は約37,000件  
⇒ 統計を取り始めた1990年度の約34倍
- 児童福祉施設入所児童数と充足率(在籍児童/定員)の増加  
⇒ 児童養護施設 1996年 26,036人 → 2006年 30,764人  
79.5% → 91.7%
- なぜ、増えるのか
  - (1) 家族・地域社会の変容 ⇒ 養育力の低下
  - (2) 「虐待」の認識の広がり(しつけ≠虐待) ⇒ 虐待通告の増加

## 児童虐待相談対応件数の推移

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成18年度においては3.2倍に増加。

平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
(1.00)	(1.06)	(1.25)	(1.46)	(1.78)	(2.47)	(3.73)	(4.86)	(6.30)
1,101	1,171	1,372	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932
平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
(10.56)	(16.10)	(21.13)	(21.56)	(24.13)	(30.34)	(31.31)	(33.92)	
11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	

(注) 表中、上段( )内は、平成2年度を1とした指数(伸び率)である。



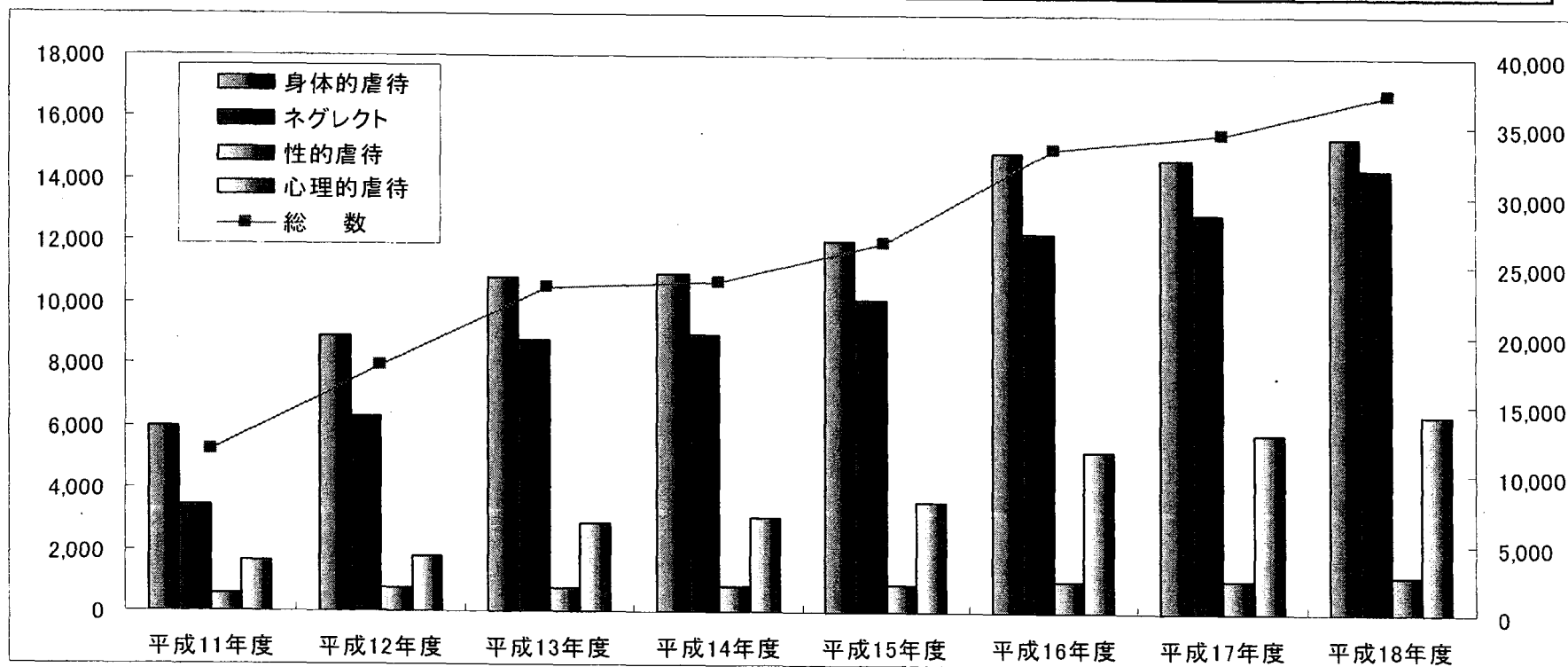
# 児童相談所における児童虐待相談対応件数（対前年度比較、都道府県別表）

	児童相談所対応件数			対前年度増減率		児童相談所対応件数			対前年度増減率
	17年度	18年度	対前年度増減			17年度	18年度	対前年度増減	
北海道	617	644	27	1.04	広島県	874	961	87	1.10
青森県	293	332	39	1.13	山口県	197	304	107	1.54
岩手県	277	303	26	1.09	徳島県	200	236	36	1.18
宮城県	555	528	▲ 27	0.95	香川県	400	420	20	1.05
秋田県	133	186	53	1.40	愛媛県	311	258	▲ 53	0.83
山形県	130	129	▲ 1	0.99	高知県	164	146	▲ 18	0.89
福島県	157	250	93	1.59	福岡県	864	842	▲ 22	0.97
茨城県	585	646	61	1.10	佐賀県	85	114	29	1.34
栃木県	542	521	▲ 21	0.96	長崎県	279	223	▲ 56	0.80
群馬県	472	581	109	1.23	熊本県	295	287	▲ 8	0.97
埼玉県	1,843	1,923	80	1.04	大分県	426	530	104	1.24
千葉県	1,238	1,287	49	1.04	宮崎県	181	220	39	1.22
東京都	3,146	3,265	119	1.04	鹿児島県	144	84	▲ 60	0.58
神奈川県	1,744	1,497	▲ 247	0.86	沖縄県	451	364	▲ 87	0.81
新潟県	526	675	149	1.28	札幌市	245	310	65	1.27
富山県	248	260	12	1.05	仙台市	369	319	▲ 50	0.86
石川県	211	129	▲ 82	0.61	さいたま市	308	424	116	1.38
福井県	163	242	79	1.48	千葉市	257	272	15	1.06
山梨県	253	304	51	1.20	横浜市	1,231	1,395	164	1.13
長野県	599	547	▲ 52	0.91	川崎市	477	499	22	1.05
岐阜県	470	479	9	1.02	静岡市	264	203	▲ 61	0.77
静岡県	504	613	109	1.22	名古屋市	603	850	247	1.41
愛知県	800	821	21	1.03	京都市	365	548	183	1.50
三重県	533	524	▲ 9	0.98	大阪市	747	788	41	1.05
滋賀県	645	709	64	1.10	堺市	-	400	400	-
京都府	267	459	192	1.72	神戸市	221	261	40	1.18
大阪府	3,885	3,195	▲ 690	0.82	広島市	356	547	191	1.54
兵庫県	762	1,080	318	1.42	北九州市	408	456	48	1.12
奈良県	531	570	39	1.07	福岡市	302	425	123	1.41
和歌山県	293	316	23	1.08	横須賀市	-	226	226	-
鳥取県	99	75	▲ 24	0.76	金沢市	-	122	122	-
島根県	98	160	62	1.63					
岡山県	829	1,039	210	1.25	合計	34,472	37,323	2,851	1.08

# 児童虐待の内容別相談対応件数の推移

○ 平成18年度においては、身体的虐待が41.2%で最も多く、次いでネグレクトが38.5%となっている。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成11年度	5,973( 51.3%)	3,441( 29.6%)	590( 5.1%)	1,627( 14.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	8,877( 50.1%)	6,318( 35.6%)	754( 4.3%)	1,776( 10.0%)	17,725(100.0%)
平成13年度	10,828( 46.5%)	8,804( 37.8%)	778( 3.3%)	2,864( 12.3%)	23,274(100.0%)
平成14年度	10,932( 46.1%)	8,940( 37.7%)	820( 3.5%)	3,046( 12.8%)	23,738(100.0%)
平成15年度	12,022( 45.2%)	10,140( 38.2%)	876( 3.3%)	3,531( 13.3%)	26,569(100.0%)
平成16年度	14,881( 44.6%)	12,263( 36.7%)	1,048( 3.1%)	5,216( 15.6%)	33,408(100.0%)
平成17年度	14,712( 42.7%)	12,911( 37.5%)	1,052( 3.1%)	5,797( 16.8%)	34,472(100.0%)
平成18年度	15,364( 41.2%)	14,365( 38.5%)	1,180( 3.2%)	6,414( 17.2%)	37,323(100.0%)

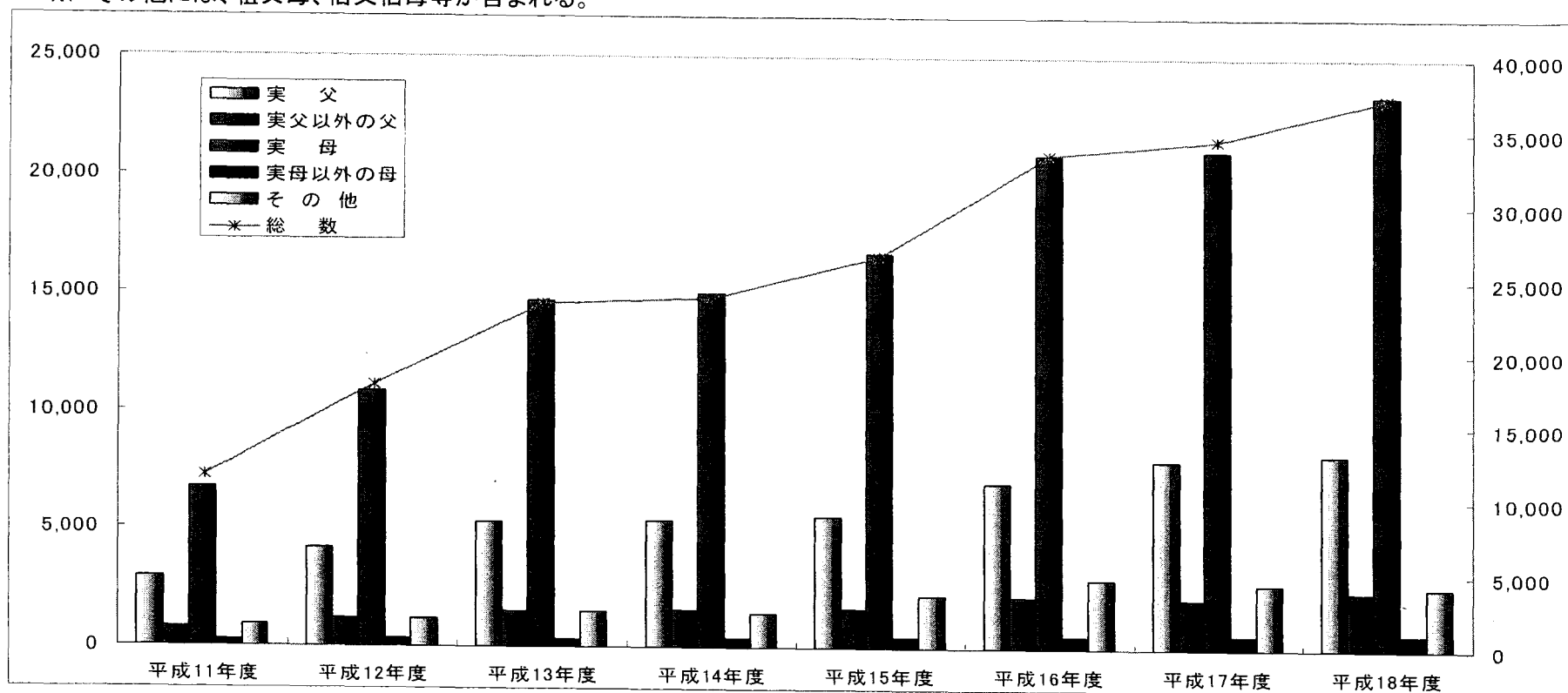


# 主たる虐待者の推移

○ 実母が62.8%と最も多く、次いで実父が22.0%となっている。

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成11年度	2,908( 25.0%)	815( 7.0%)	6,750( 58.0%)	269( 2.3%)	889( 7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205( 23.7%)	1,194( 6.7%)	10,833( 61.1%)	311( 1.8%)	1,182( 6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260( 22.6%)	1,491( 6.4%)	14,692( 63.1%)	336( 1.5%)	1,495( 6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329( 22.5%)	1,597( 6.7%)	15,014( 63.2%)	369( 1.6%)	1,429( 6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527( 20.8%)	1,645( 6.2%)	16,702( 62.8%)	471( 1.8%)	2,224( 8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969( 20.9%)	2,130( 6.4%)	20,864( 62.4%)	499( 1.5%)	2,946( 8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976( 23.1%)	2,093( 6.1%)	21,074( 61.1%)	591( 1.7%)	2,738( 7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220( 22.0%)	2,414( 6.5%)	23,442( 62.8%)	655( 1.8%)	2,592( 6.9%)	37,323(100.0%)

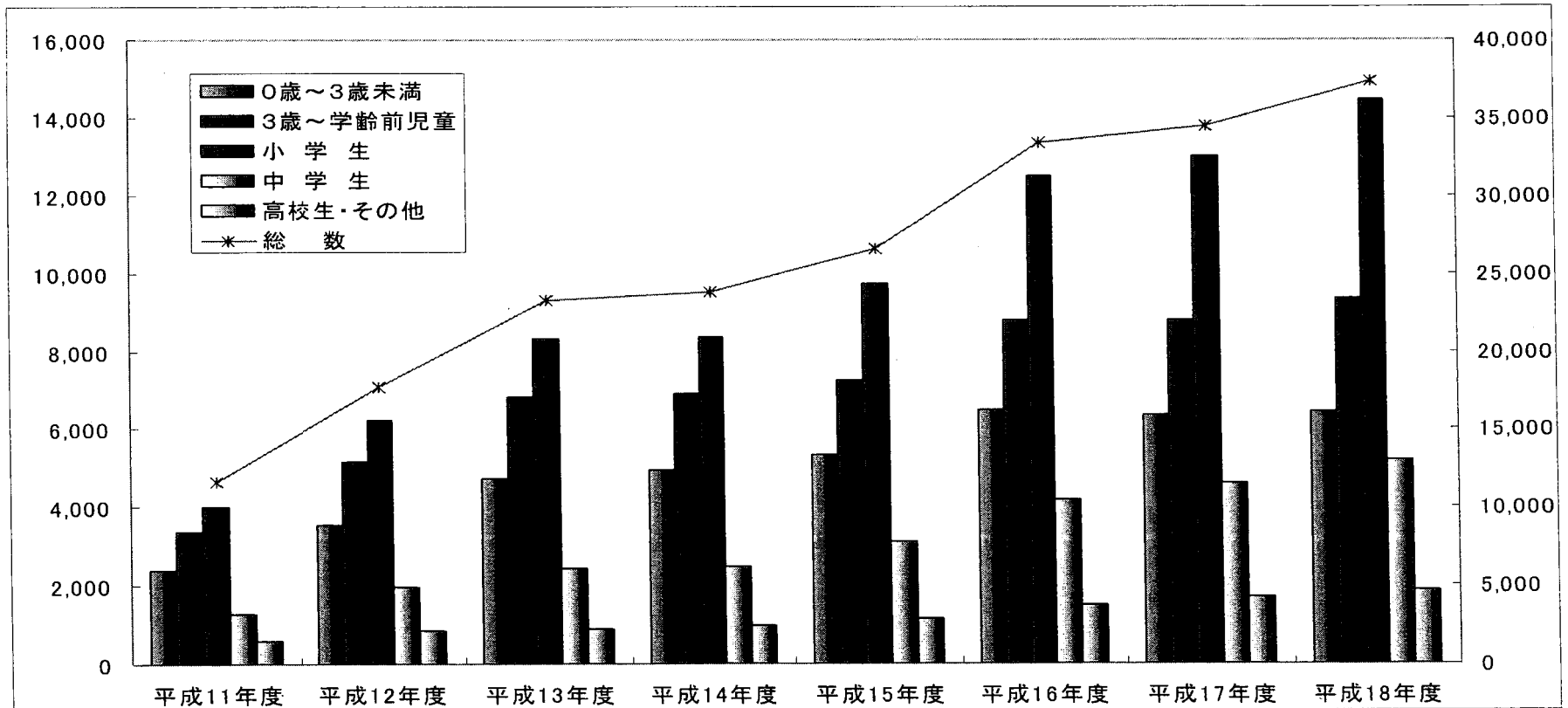
※ その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。



# 虐待を受けた子どもの年齢構成の推移

○ 小学生が38.8%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が25.0%、0歳から3歳未満が17.3%である。なお、小学校入学前の子どもの合計は、42.3%となっており、高い割合を占めている。

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成11年度	2,393( 20.6%)	3,370( 29.0%)	4,021( 34.5%)	1,266( 10.9%)	581( 5.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	3,522( 19.9%)	5,147( 29.0%)	6,235( 35.2%)	1,957( 11.0%)	864( 4.9%)	17,725(100.0%)
平成13年度	4,748( 20.4%)	6,847( 29.4%)	8,337( 35.8%)	2,431( 10.5%)	911( 3.9%)	23,274(100.0%)
平成14年度	4,940( 20.8%)	6,928( 29.2%)	8,380( 35.3%)	2,495( 10.5%)	995( 4.2%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,346( 20.1%)	7,238( 27.3%)	9,708( 36.5%)	3,116( 11.7%)	1,161( 4.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,479( 19.4%)	8,776( 26.3%)	12,483( 37.4%)	4,187( 12.5%)	1,483( 4.4%)	33,408(100.0%)
平成17年度	6,361( 18.5%)	8,781( 25.5%)	13,024( 37.8%)	4,620( 13.4%)	1,686( 4.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	6,449( 17.3%)	9,334( 25.0%)	14,467( 38.8%)	5,201( 13.9%)	1,872( 5.0%)	37,323(100.0%)





## 児童虐待防止対策の現状(1)

年 度	児童相談所数 (か所)	児童福祉司数 (人)	子どもを守る 地域ネットワーク (要保護児童対策地域議会) 設置割合 (%)	虐待相談対応件数 (児童相談所) (件)
平成12年度	174 ( 1.00 )	1,313 ( 1.00 )	-	17,725 (1.00)
平成13年度	175 ( 1.01 )	1,480 ( 1.13 )	15.6% ( 1.00 )	23,274 (1.31)
平成14年度	180 ( 1.03 )	1,627 ( 1.24 )	21.7% ( 1.39 )	23,738 (1.34)
平成15年度	182 ( 1.05 )	1,733 ( 1.32 )	30.1% ( 1.93 )	26,569 (1.50)
平成16年度	182 ( 1.05 )	1,813 ( 1.38 )	39.8% ( 2.55 )	33,408 (1.88)
平成17年度	187 ( 1.07 )	1,989 ( 1.51 )	51.0% ( 3.27 )	34,472 (1.94)
平成18年度	191 ( 1.10 )	2,139 ( 1.63 )	69.0% ( 4.42 )	37,323 (2.11)
平成19年度	196 ( 1.13 )	2,263 ( 1.72 )	84.1% ( 5.46 )	-

\* ( )内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)(なお、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置割合は、平成13年度を1.00とした指数(伸び率))

\* 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置割合については、平成17年度までは6月1日現在、平成18年以降は4月1日現在

## 児童虐待防止対策の現状(2)

年 度	虐待相談対応件数 (児童相談所) (件)	立ち入り件数 (件)	一時保護件数 (委託も含む) (件)	強制入所措置のための家庭裁判所への 申立・承認件数		児童養護施設 *3 入所定員(入所率) (人)	児童養護施設における 新規入所児童のうち、 虐待を受けたことのある 児童の割合 (%)
				請求件数 (件)	承認件数 (件)		
平成12年度	17,725 (1.00)	96 (1.00)	6,168 (1.00)	127	87	33,803 (85.5%)	49.6%
平成13年度	23,274 (1.31)	194 (2.02)	7,652 (1.24)	134	99	33,660 (88.0%)	53.4%
平成14年度	23,738 (1.34)	184 (1.92)	8,369 (1.36)	117	87	33,651 (89.3%)	52.2%
平成15年度	26,569 (1.50)	249 (2.59)	7,857 (1.27)	140	105	33,474 (89.7%)	53.7%
平成16年度	33,408 (1.88)	287 (2.99)	8,427 (1.37)	186	147	33,485 (91.4%)	62.1%
平成17年度	34,472 (1.94)	243 (2.53)	9,043 (1.47)	176	147	33,676 (91.5%)	-
平成18年度	*2 37,323 (2.11)	238 (2.48)	10,221 (1.66)	185	163	-	-

\*1) ( )内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)

\*2) なお、平成18年度に市町村が対応した相談対応件数は48,457件(その後、児童相談所が対応した事案は、児童相談所の件数にも計上されている。)

\*3) 児童養護施設の入所定員・入所率は10月1日現在。

# 地域における児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、「児童相談所」のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待通告の通告先となり、「市町村」「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている。
- 現在、各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進められているところ(平成19年4月1日現在、84.1%が設置)。

